

平成31年第一回臨時会

八丈町議会同議録

平成31年 1月15日 開会

平成31年 1月15日 閉会

八丈町議会

平成31年第一回八丈町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (1月15日)	
議事日程	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
閉議及び閉会の宣告	16
署名議員	17

八丈町告示第64号

平成31年第一回八丈町議会臨時会を下記のとおり招集する。

平成31年1月8日

八丈町長 山下 奉也

- 1 期 日 平成31年1月15日（火） 午後1時30分
- 2 場 所 八丈町役場大会議室
- 3 付議事件 (1) 専決処分事項の報告及び承認について（平成30年度八丈町一般会計補正予算）
(2) 平成30年度八丈町一般会計補正予算
(3) 和解について
(4) 炊飯器購入契約

応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	宮崎陽子君	2番	浅沼隆章君
3番	山下則子君	4番	山本忠志君
5番	冲山恵子君	6番	菊池良君
7番	小川一君	8番	山下巧君
9番	岩崎由美君	10番	奥山幸子君
11番	广江才君	12番	小澤一美君
13番	浅沼憲春君		

不応招議員（1名）

14番	奥山博文君
-----	-------

平成31年第一回八丈町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

平成31年1月15日（火曜日）午後1時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承認第1号 専決処分事項の報告及び承認について（平成30年度八丈町一般会計補正予算）
- 第 4 議案第1号 平成30年度八丈町一般会計補正予算
- 第 5 議案第2号 和解について
- 第 6 議案第3号 炊飯器購入契約

出席議員（13名）

1番	宮崎陽子君	2番	浅沼隆章君
3番	山下則子君	4番	山本忠志君
5番	冲山恵子君	6番	菊池良君
7番	小川一君	8番	山下巧君
9番	岩崎由美君	10番	奥山幸子君
11番	廣江才君	12番	小澤一美君
13番	浅沼憲春君		

欠席議員（1名）

14番	奥山博文君
-----	-------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	公営企業 管理者	関村三男君
教育長	佐藤誠君	消防長	瀬筒穰君
総務課長	山越整君	企画財政 課長	佐々木眞理君

主 幹 (企 画 財 政 課)	佐 藤 真 一 君	税 務 課 長	福 田 高 峰 君
住 民 課 長	奥 山 拓 君	福 祉 健 康 課 長	奥 山 勉 君
主 幹 (福 祉 健 康 課)	田 村 久 美 君	建 設 課 長	和 田 一 宏 君
主 幹 (建 設 課)	瀬 筒 国 治 君	課 長 補 佐 (建 設 課)	八 洲 進 君
産 業 観 光 課 長	沖 山 昇 君	主 幹 (産 業 観 光 課 兼 教 育 課)	笹 本 博 仁 君
企 業 課 長	菊 池 正 勝 君	病 院 事 務 長	菊 池 良 君
教 育 課 長	高 橋 太 志 君	会 計 課 長	高 野 秀 男 君
代 表 監 査 委 員	浅 沼 拓 仁 君		

事務局職員出席者

事務局 長	浅 沼 房 徳 君	書 記	菊 池 拓 君
書 記	森 隆 志 君	書 記 (録音)	山 本 良 太 君

◎開会及び開議の宣告

○副議長（浅沼憲春君） 奥山博文議長より、本日の欠席届が提出されております。したがいまして、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、平成31年第一回八丈町議会臨時会は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため、町長、公営企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午後 1時30分）

○副議長（浅沼憲春君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（浅沼憲春君） 日程第1、会議録署名議員に、7番、8番議員を指名いたします。

◎会期の決定

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、日程第2、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、日程第3、承認第1号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（佐藤真一君） 書類番号1をお願いいたします。

承認第1号 専決処分事項の報告及び承認について。

平成31年1月15日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年度八丈町一般会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告しその承認を求めます。

次のページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年12月12日、八丈町長、山下奉也。

ということで、次の補正予算書、1ページをお願いいたします。

横になります。

平成30年度八丈町一般会計補正予算。

平成30年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,077万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億4,366万8,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○企画財政課主幹(佐藤真一君) はい。

平成30年12月12日、八丈町長、山下奉也。

3ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正、こちらは、給食センター用の炊飯器の据えつけが30年度を超えるため、その購入費を繰り越すものでございます。金額は1,501万2,000円でございます。

6ページをお願いいたします。

歳入歳出とも項の補正額を中心に説明させていただきます。

14款2項都補助金2,077万5,000円の増、こちらは歳出で計上してございます島しょ漁業振興施設整備事業費75%分の補助金ということでございます。

その下、17款1項基金繰入金2,000万円の増、こちらは歳出の事業費に対応するため、財政調整基金を繰り入れいたします。

歳入合計、補正前71億289万3,000円、補正額4,077万5,000円の増、計71億4,366万8,000円。

その下のページをお願いします。

歳出となります。歳出も歳入同様、項の補正額を中心に説明させていただきます。

6款3項振興費2,596万8,000円の増、こちら、平成5年の大賀郷支所、製氷冷蔵貯氷施設、こちらに不具合が生じたため、その改修費の補助金として計上いたすものでございます。

その下、10款4項学校給食費1,501万2,000円の増、こちらは、11年前に設置しました既存の炊飯器が故障したため、給食センターの炊飯器を購入するものでございます。この後の議案第3号にもかかわるものでございます。

そういうことで、歳出合計、補正前71億289万3,000円、補正額4,077万5,000円の増、計71億4,366万8,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（浅沼憲春君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山幸子君） 7ページの炊飯器購入についてなんですが、これは11年前に入れたものが故障したのかということですが、大体耐用年数というのはどのくらいのもなのか、今回に限りこういうふうに短くというか、11年で壊れてしまったのか、その辺を伺います。

○副議長（浅沼憲春君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 炊飯器の耐用年数は約10年と言われています。ただ、塩害とか、そういったところがある地区に関しましては、もっと短くなるようなことになっております。

○副議長（浅沼憲春君） 10番。

○10番（奥山幸子君） 10年というとは何か短いような気がするんですけども、そしてまた価格が1,500万ということですが、これはもっと価格の安いというか、そういうものが、今の動いて炊飯するのではなく、また別のタイプでもうちょっと価格が安いとか、そういうことは考えなかったのかなというのが1つと、あと、平成31年度にわたるということですが、これは春休みに工事をすることです。その工事期間がいつからいつまでなのか、その辺も教えてください。

○副議長（浅沼憲春君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） まず、炊飯器の故障に当たって、今度導入しようとしているのは、今までは全て全自動でした。お米を入れると、洗米から炊き上がるまで全て自動で、人手を介すことなくできます。ただし、今回は全自動をやめまして、各独立した、そういったシステムにかえようと思っております。例えば炊飯釜が壊れた場合、全部取り替えるのでは

なくて、その部分だけを取り替えて、今回のようなことがないようなことを考えております。

あと、日程につきましては、給食を提供しない期間というものがございますので、その期間で、3月23日から翌月4月5日までという工期を見込んでおります。

(奥山(幸)議員「もう一回いいですか」の声あり)

○副議長(浅沼憲春君) 10番。

○10番(奥山幸子君) 3月23日から4月5日までの期間で、工事がきちんと完了するめどは立っているのでしょうか。

○副議長(浅沼憲春君) 教育課長。

○教育課長(高橋太志君) 立っております。

(奥山(幸)議員「結構です」の声あり)

○副議長(浅沼憲春君) ほかにございますか。

(発言する者なし)

○副議長(浅沼憲春君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございますか。

(発言する者なし)

○副議長(浅沼憲春君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(浅沼憲春君) ご異議ないものと認め、日程第3、承認第1号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長(浅沼憲春君) 続いて、日程第4、議案第1号 平成30年度八丈町一般会計補正予算を上程いたします。

説明、企画財政課主幹。

○企画財政課主幹(佐藤真一君) 書類番号2番をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

横です。

議案第1号 平成30年度八丈町一般会計補正予算。

平成30年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億5,166万8,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○企画財政課主幹(佐藤真一君) はい。

平成31年1月15日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

こちらも歳入歳出とも項の補正額を中心に説明させていただきます。

17款1項基金繰入金800万円の増、歳出に合わせまして、財政調整基金を800万繰り入れします。

歳入合計、補正前71億4,366万8,000円、補正額800万円の増、計71億5,166万8,000円。

次のページをお願いいたします。

2款1項総務管理費140万9,000円の増、こちら平成22年2月24日、学校の廊下で転倒し、骨折した教職員の損害賠償事案に対する弁護士委託料でございます。

その下、10款1項教育総務費666万円の増、こちら、その当該教職員との和解金でございます。

14款1項予備費6万9,000円の減。

歳出合計、補正前71億4,366万8,000円、補正額800万円の増、計71億5,166万8,000円。

なお、和解金の件につきましては、議案第2号にも関係してございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長(浅沼憲春君) 説明が終わりました。

質疑は歳入歳出一括でお受けいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

9番。

○9番(岩崎由美君) 議案書の3号のほうでもよかったですけれども、666万ということでも金額が出ているわけですが、このような裁判のこの金額について、大体の内訳、要するに治療費だとか何だとかって、そういうことがあると思うんですけれども、その内容と大体の金額を教えてください。

○副議長（浅沼憲春君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） まず、この666万円の内訳なんですけれども、こちらの額は、まず裁判所のほうから、このぐらいの和解額で和解をしたらどうでしょうかという案を提示されております。その裁判所の見解といたしましては、まず通院の慰謝料、こちらが裁判所案では320万円になります。症状固定後の治療費、こちらが26万円。この方はけがをされておまして、症状が今、固定しております。リハビリを続けているんですけれども、その症状固定後の治療費ということです。それでも病院のほうに自主的に通院していますので、その辺で26万円と。

あと、今はこの方、島外に在住なんですけれども、以前は島内に住んでおりましたので、そのときに旦那さんがおまして、そのために付き添いというところが発生していました。その分を本人様はご請求をしてきたわけなんですけれども、そこについては、通院の慰謝料で全て考慮するということは裁判所の判断になっております。

あと、後遺障害慰謝料というのがあるんですけれども、こちらは障害者手帳の4級を取得しております。障害者手帳とは別に、こういった法的な観点から見ますと、大体14等級に区分されます。裁判所は14等級のうちの12級というところで判断いたしまして、基本290万円になりますけれども、その1割増で裁判所案320万円ということになっております。それを合計しますと666万円になるということでございます。

以上です。

（岩崎議員「ありがとうございます」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） 10番。

○10番（奥山幸子君） ちょっとここで聞くのもあれなんですけれども、2年前に職員の問題で700万以上の負担がありましたよね。今回またこういうことになって、裁判で訴訟を起こす世間の風潮というのがあると思うんですけれども、そういうことに対する町の対策というのは、やはり立てておいたほうが良いと思うんですけれども、その辺のお考えを聞かせてください。

○副議長（浅沼憲春君） 総務課長。

○総務課長（山越 整君） 今回の件は事故ということで、これもふだんは多分起こり得ることであろうと思いますが、前回の件はかなりレアなケースだと思います。今回は補正予算ですからあれなんですけれども、当初予算のときに顧問弁護士の弁護士料ということで、毎月、月々の、今回の弁護士の先生にお支払いをする委託料を当然組んでいます。常日ごろから、

町がいろいろな形で対応する小さな案件もその費用の中に含まれますので、随時いろんな形でご相談をさせていただいて、もしそういった訴訟に発展するようなリスクのある事柄であれば、早目早目に相談をするという、そういった形で今対応はしております。

(奥山(幸)議員「わかりました」の声あり)

○副議長(浅沼憲春君) 9番。

○9番(岩崎由美君) ありがとうございます。

それで、今の幸子議員のリスク管理という質問の一方で、最近というのは、何かあったらすぐ訴えるとか、そういうことも増えてきたように思うんです。それを懸念する余り、責任を回避してしまうとか、やろうと思ったことをやらないとか、縮小というか、萎縮するとか、チャレンジするようなことをしなくなるようなことも、一方で私は懸念されると思うんです。なので、やはりそういったことはあるのだけれども、訴えられることを恐れて萎縮するようなことがないようにお願いしたいと思うんですが、この点についてちょっと教えてください。

○副議長(浅沼憲春君) 総務課長。

○総務課長(山越 整君) おっしゃるとおり、萎縮をするパターンがなきにしもあらずというのはあります。例えば私のところで今担当しているような、いわゆる前回のような例、これは若干、我々としても慎重になっている。ただし、慎重になる余り何もできないようなことではかえってマイナスになりますので、そのところは我々としても少し、いろいろな形で環境整備を整えてから、いろんなことにチャレンジをするような、今、そういったことは私のところではやっています。

さっきも言ったように、今回のような事故の問題は、本当に偶発的な部分もあるんですけども、いわゆる政策的なところで、ほかの課で何かのリスク、今回のような訴訟のリスクを抱えながらということでの萎縮傾向というのは、そんなには多分ないと思いますので、あるとすれば、我々の人事関係というところでご理解をいただければと思います。

○副議長(浅沼憲春君) ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○副議長(浅沼憲春君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○副議長（浅沼憲春君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、日程第4、議案第1号 平成30年度八丈町一般会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、日程第5、議案第2号 和解についてを上程いたします。

説明、教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 議案第2号 和解について。

上記議案を提出する。

平成31年1月15日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

東京地方裁判所、平成28年（ワ）第38132号、損害賠償等請求事件に関し、東京地方裁判所から提示された合意条項案に基づき和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出します。

次ページをお願いいたします。

和解について。

次のとおり、東京地方裁判所、平成28年（ワ）第38132号、損害賠償等請求事件に関し和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるということとなります。本件は、12月の議会の閉会後に報告させていただきました件となります。

本ページの一番下、経過をごらんください。

本件は、平成22年2月24日、学校教諭が所属学校において、ワックスが塗布された廊下で転倒し、右手橈骨遠位端骨折及び右手尺骨鉤状突起骨折をしました。相手方は、平成28年11月10日に、町に安全配慮義務違反があったとして東京地方裁判所に訴状を提出。東京地方裁判所による訴訟準備手続を経て、裁判所から和解に向けた合意条項案が示されました。

上のほうに戻りますけれども、1番、相手方は東京都在住です。

2、和解の内容。

(1) 八丈町は相手方に対し、本件和解金として666万円の支払い義務があることを認める。

(2) 八丈町は相手方に対し、前項の金員を平成31年1月29日に限り相手方代理人指定の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は八丈町の負担とする。

(3) 相手方は、その余の請求を放棄する。

(4) 相手方及び八丈町は、相手方と八丈町の間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかは、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

(5) 訴訟費用は各自の負担とする。

ということで、町といたしましても、以上の和解案の内容で和解を行いたいと考えております。

また、本件につきましては、この補正予算でも先ほど上程させていただきましたけれども、弁護士費用として205万6,350円が別途発生いたします。

以上で説明を終わります。

○副議長（浅沼憲春君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、日程第5、議案第2号 和解については、原案どおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、日程第6、議案第3号 炊飯器購入契約を上程いたします。
説明、企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） それでは、書類番号の4番をお願いいたします。

先に、議案に内容の誤りがあり、本日差し替えをさせていただきました。まずもっておわびを申し上げたいと思います。

改めまして、議案第3号 炊飯器購入契約。

上記議案を提出する。

平成31年1月15日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

炊飯器購入契約。

炊飯器購入のため、下記のとおり購入契約を締結する。

1、購入の目的。炊飯器の老朽化に伴い、代替機を購入し、更新を図る。

2、契約の方法。随意契約。

3、契約金額。金1,501万2,000円。

4、契約の相手方。東京都大田区東六郷三丁目15番8号、日本調理機株式会社本社第一営業部長、早川桂司。

5、支出科目ですけれども、会計年度は30年度でございます。科目については省略をさせていただきます。

なお、先ほど可決していただきました補正予算のとおり、繰越明許費を設定してございます。春休み期間の設置予定をしてございまして、納期につきましては平成31年4月5日までとなっております。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めます。

炊飯器の仕様につきましては、教育課長よりご説明申し上げます。

○副議長（浅沼憲春君） 説明、教育課長。

○教育課長（高橋太志君） それでは、お手元に図面をご用意ください。

こちら、12月議会閉会後にご報告させていただきました給食センター炊飯器の交換になります。先ほど申し上げたとおり、これまでの炊飯器は全自動のタイプで行っておりました。それをそれぞれ作業を独立して行う形に変更いたします。

まず、図面の、この機器が①から⑩まで描いてあるんですけれども、この位置に今の全自動の炊飯器が設置されております。これを撤去いたしまして、その部分に、まず①、洗米機

をここに導入します。米を洗米機に入れまして、その際使用した機器を洗う場所は②というところになります。それを、③のところ炊飯釜を置いておきまして、そこに入れるという形になります。④が炊飯器になりますが、最大7キロの米を入れられる炊飯釜を縦3段にセットするものです。それを4基導入します。なので、例えば1基壊れても3基で何とか賄えるというようなことになっております。⑤が移動台になります。⑥がリフトになりますが、炊飯釜を③のテーブルから⑤の移動台に乗せ替え、④の炊飯器のところ移動し、⑥のリフトを使いまして炊飯器にセットいたします。炊飯が終わった釜をリフトで⑦に移動し、⑧こちらが反転ほぐし機になりますけれども、これで米を食缶のほうに入れるということになります。⑨が釜の洗浄、⑩で乾かすという、そういった工程になります。この一連の作業に要する機器の購入に今回はなりません。

なお、先ほども申し上げたとおり、設置は春休みの期間を予定しております。

以上で説明を終わります。

○副議長（浅沼憲春君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

5番。

○5番（沖山恵子君） 今までの機械は⑩のところにあったというふうに聞こえたのですが、それがいろんなところに分かれて置かれるとなると、場所がどうなのかなというのと、作業する方の負担というのが増えるかなと思うんですけども、その辺どうなのか。あと、お米を炊ける量が7キロと聞こえたんですけども、もう一度そのキロ数を教えてください。

○副議長（浅沼憲春君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） まず、①から⑩、このあたりに、今使っている釜を乾かす場所になっています。①から⑩のあたりの列です。その左側に、移動式のテーブルとか⑤とか書いてあるあたりがあるんですけども、そのあたりに4畳から5畳ぐらいの大きさの自動炊飯器を設置しております。なので、この部分を全て取って、そこにこのような形で設置することになります。スペース的にはその部分で何とかおさまるといって考えております。

作業の件なんですけれども、給食センターは業者に委託しておりますので、その業者と話しながら、確かにその作業の負担は増えます、確実に。でも、壊れたときになるべく対応したいというところでご理解をいただいております。このような形で設置をすることになりました。

最後、もう一点は7キロですね。④のところの1基に3つ釜を設置することになります、縦3段に。その1つが7キロ。なので、1基について21キロまでは炊飯ができるということで、それを4基導入するということになります。

○副議長（浅沼憲春君） 5番、よろしいですか。

○5番（沖山恵子君） 一遍に80キロ以上炊けるということですよ。

○教育課長（高橋太志君） そうです。一遍に84キロまでいけます。

○副議長（浅沼憲春君） ほかにないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、日程第6、議案第3号 炊飯器購入契約は、原案どおり可決いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○副議長（浅沼憲春君） 以上をもちまして、本日付議された議案は全て終了いたしました。

よって、平成31年第一回八丈町議会臨時会を閉会いたします。

（午後 2時01分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成31年1月15日

副 議 長 浅 沼 憲 春

署 名 議 員 小 川 一

署 名 議 員 山 下 巧